

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 7 日

一般乗合旅客自動車運送事業者 各位
一般貸切旅客自動車運送事業者 各位
特定旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長

乗客の車内への置き去り防止の徹底について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長より別添のとおり事務連絡があったので、了知願います。

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 1 日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

乗客の車内への置き去り防止の徹底について

標記について、物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり事務連絡があったので、了知されるとともに、管内の一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに交通空白地有償運送を行っている自家用有償旅客運送者に周知されたい。

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 10 日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

乗客の車内への置き去り防止の徹底について

当該事案については、令和 4 年 9 月 30 日付当職事務連絡「乗客の車内への置き去り防止の徹底について」により、必要な対策の周知徹底を求めてきたところである。

今般、東京都内の一般乗合バス事業者が終点停留所に到着した際、車内点検を怠ったため、バス車内に小学生を置き去りにする事案が発生した。当該小学生は発生から約 25 分後に発見されたものの、状況によっては人命に関わる事態となったところである。

このような事案の発生は、旅客運送の安全性に対する国民からの信頼を大きく揺るがすものとなるところ、乗客等の車内への置き去りを防止するため、下記の措置を改めて徹底するよう管内の一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者並びに交通空白地有償運送を行っている自家用有償旅客運送者に周知されたい。

記

○運行終了後及び帰庫後に全座席の点検を実施する等車内への乗客の置き去りを防止するために必要な措置を改めて徹底し、現在の車内確認の実施方法について再点検すること。

○上記確認や点検については、複数の人員で実施する等の確実な実施方法に加え、乗客の置き去り防止の観点から車庫内での車両の保管方法について検討すること。

以上